

GXリーグ算定・モニタリング・報告ガイドラインの概要

2023年4月 GXリーグ事務局



GXリーグ算定・モニタリング・報告ガイドラインの構成

◆ 「GXリーグ算定・モニタリング・報告ガイドライン」は以下のような構成である。

はじめに

- ガイドラインの目的、構成等を記載

第1章 温室効果ガス排出量の算定の前提

- 算定フロー、算定対象期間を記載

第2章 組織境界の識別

- 組織境界の設定基準や識別方法について記載

第3章 敷地境界の識別、排出源の特定、算定対象範囲の確定

- 敷地境界の識別方法、排出源の特定方法、算定対象活動、バウンダリの確定方法について記載

第4章 バウンダリの変更

- 構造的変化が生じた場合の算定についての考え方を記載

第5章 モニタリングの基本要素

- モニタリングの方法や考え方を記載

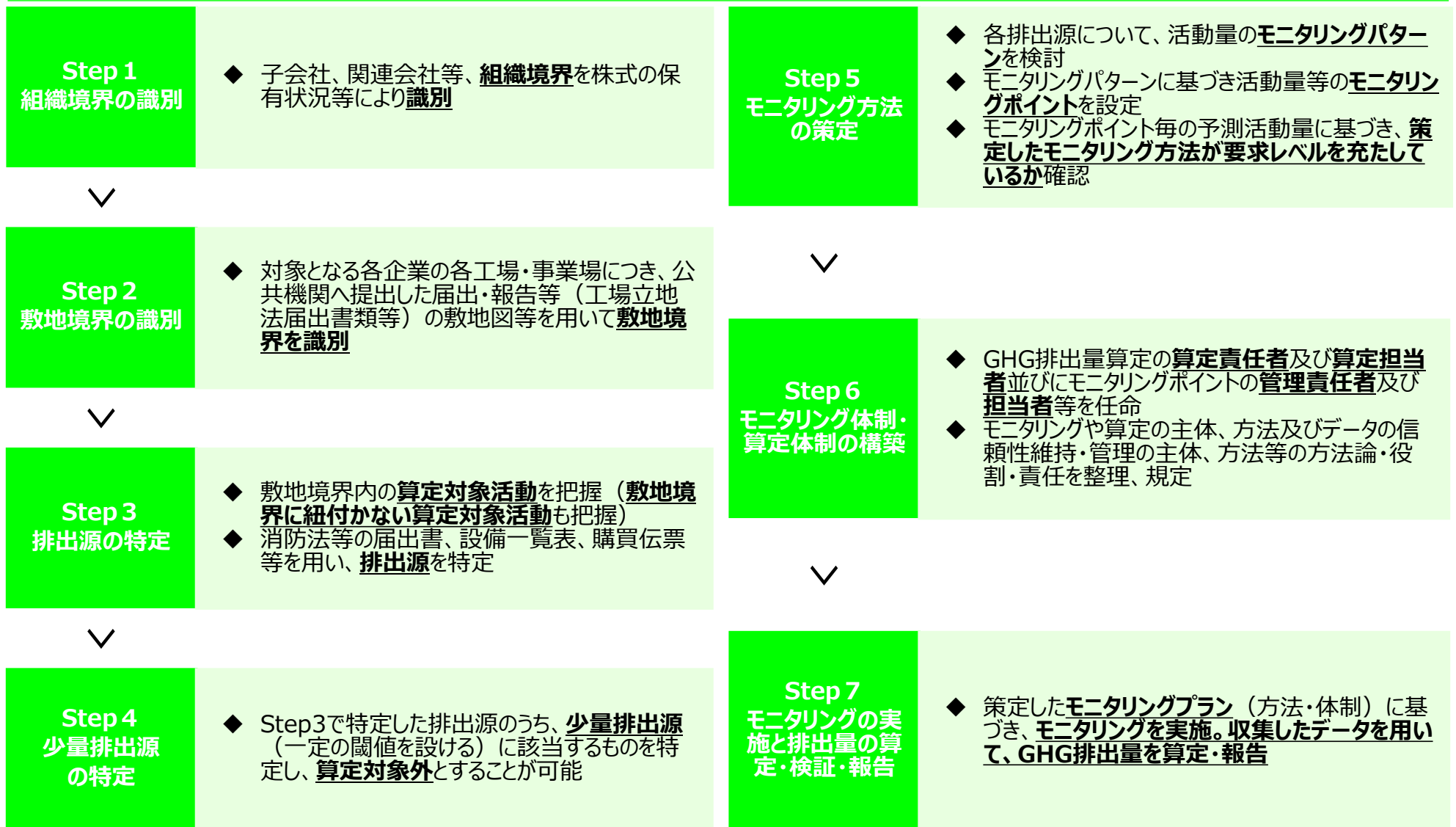
第6章 温室効果ガス排出量の算定・報告

- 温室効果ガス排出量の算定方法や報告事項、様式について記載

第7章 検証

- 算定報告書についての検証の方法等について記載

算定フロー



各算定制度との関係

制度	算定対象活動	活動量	単位発熱量	排出係数
GHGプロトコル (GHGp)	原則全て（個別にマテリアリティが低いものは対象外等企業により様々）	実測	<ul style="list-style-type: none"> 計測したデータ 供給者から提供されたデータ 業界使用値 等 	<ul style="list-style-type: none"> 成分分析より算出したデータ 業界使用値 等
SHK	SHKが定める活動	実測	デフォルト値（SHK指定） ※ GHGpに基づいた方法も使用可能	デフォルト値（SHK指定） ※ GHGpに基づいた方法も使用可能
GX-ETS	SHKが定める活動+企業により追加が可能	実測	デフォルト値（SHK指定） ※ GHGpに基づいた方法も使用可能	デフォルト値（SHK指定） ※ GHGpに基づいた方法も使用可能 ※ 間接排出については調整後排出係数を使用

- 算定対象活動は、SHKと同じ又はGHG pと同じとすることが可能。
- 単位発熱量と排出係数は、検証に耐えることができれば、基本的にGHG pと同じ方法も使用可能。
- ※ 国外における排出や発電事業者の他者供与部分等は報告の仕方の問題であり、この点では依然、二重管理ともいえるが、排出量の内数は等しくなることを想定。

対象温室効果ガスと算定対象活動

- ◆ 排出量算定の**対象となるガス及び活動はSHK制度を参照**する（なお、現在SHK制度では算定対象活動の改正中であり、GXリーグにおいてもSHK制度における政令の改正後、確定する。）
- ◆ GXリーグでは、**SHK制度において報告していない法人・事業所であっても、全てのエネルギー起源CO2及び6.5ガスが算定対象**。ただし、算定の体制が構築されていない温室効果ガスがある等、特段の事情がある場合は、GXリーグ事務局に申し出、承認を受ければ**6.5ガスの全部又は一部を算定の対象外とすることができる**。

対象ガス	対象活動（例）	対象ガス	対象活動（例）
エネルギー起源CO2	<ul style="list-style-type: none"> 燃料の使用 他者から供給された電気の使用（※） 他者から供給された熱の使用（※） 	メタン (CH4)	<ul style="list-style-type: none"> 燃料を燃焼の用に供する施設・機器における燃料の使用 電気炉における電気の使用 石炭の採掘 原油又は天然ガスの試掘・生産 原油の精製 都市ガスの製造 カーボンブラック等化学製品の製造 家畜の飼養 家畜の排せつ物の管理 稲作 農業廃棄物の焼却 廃棄物の埋立処分 工場廃水の処理 下水、し尿等の処理 廃棄物の焼却もしくは製品の製造の用途への使用・廃棄物燃料の使用
非エネルギー起源CO2	<ul style="list-style-type: none"> 原油又は天然ガスの試掘・生産 セメントの製造 生石灰の製造 ソーダ石灰ガラス又は鉄鋼の製造 ソーダ灰の製造 ソーダ灰の使用 アンモニアの製造 シリコンカーバイドの製造 カルシウムカーバイドの製造 エチレンの製造 カルシウムカーバイドを原料としたアセチレンの使用 電気炉を使用した粗鋼の製造 ドライアイスの使用 噴霧器の使用 廃棄物の焼却もしくは製品の製造の用途への使用・廃棄物燃料の使用 		<p>※ 間接排出として、算定・モニタリング・報告。それ以外は、直接排出として算定・モニタリング・報告。</p>

対象温室効果ガスと算定対象活動

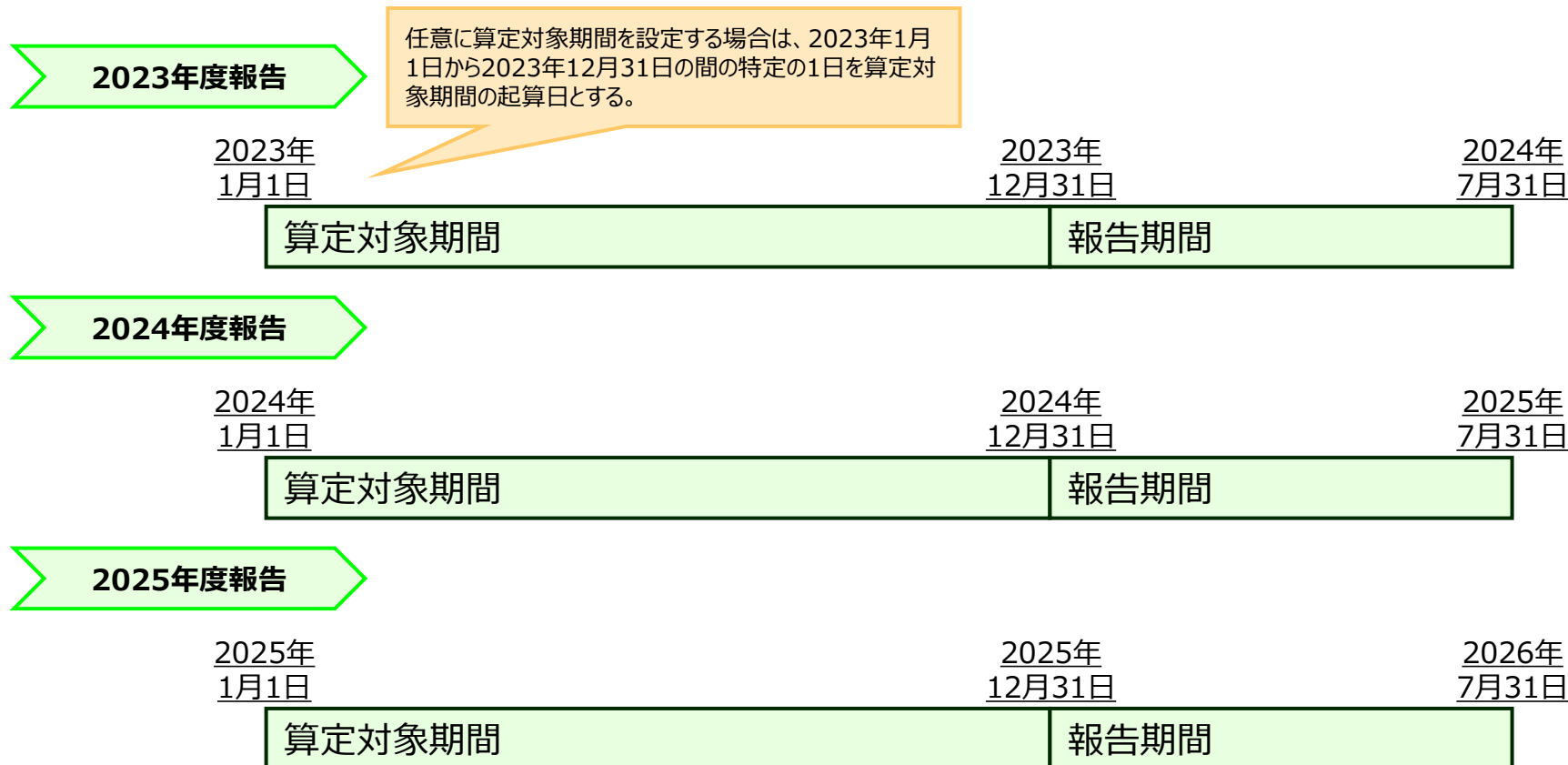
対象ガス	対象活動（例）	対象ガス	対象活動（例）
一酸化二窒素 (N₂O)	<ul style="list-style-type: none"> 燃料を燃焼の用に供する施設・機器における燃料の使用 原油又は天然ガスの試堀・生産 アジピン酸等化学製品の製造 麻酔剤の使用 家畜の排せつ物の管理 耕地における肥料の使用 耕地における農作物の残さの肥料としての使用 農業廃棄物の焼却 工場廃水の処理 下水、し尿等の処理 廃棄物の焼却もしくは製品の製造の用途への使用・廃棄物燃料の使用 	パーフルオロカーボン類 (PFC)	<ul style="list-style-type: none"> アルミニウムの製造 PFCの製造 半導体素子等の加工工程でのドライエッチング等におけるPFCの使用 溶剤等の用途へのPFCの使用
ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)	<ul style="list-style-type: none"> クロロジフルオロメタン(HCFC-22)の製造 ハイドロフルオロカーボン(HFC)の製造 家庭用電気冷蔵庫等HFC封入製品の製造におけるHFCの封入 業務用冷凍空気調和機器の使用開始におけるHFCの封入 業務用冷凍空気調和機器の整備におけるHFCの回収及び封入 家庭用電気冷蔵庫等HFC封入製品の廃棄におけるHFCの回収 プラスチック製造における発泡剤としてのHFCの使用 噴霧器及び消火剤の製造におけるHFCの封入 噴霧器の使用 半導体素子等の加工工程でのドライエッチング等におけるHFCの使用 溶剤等の用途へのHFCの使用 	六ふっ化硫黄 (SF₆)	<ul style="list-style-type: none"> マグネシウム合金の鋳造 SF₆の製造 変圧器等電気機械器具の製造及び使用の開始におけるSF₆の封入 変圧器等電気機械器具の使用 変圧器等電気機械器具の点検におけるSF₆の回収 変圧器等電気機械器具の廃棄におけるSF₆の回収 半導体素子等の加工工程でのドライエッチング等におけるSF₆の使用
		三ふっ化窒素 (NF₃)	<ul style="list-style-type: none"> 三ふっ化窒素(NF₃)の製造 半導体素子等の加工工程でのドライエッチング等におけるNF₃の使用

※対象活動は例であり、詳細は、「GXリーグ算定・モニタリング・報告ガイドライン」を参照。

算定対象期間と報告スケジュール

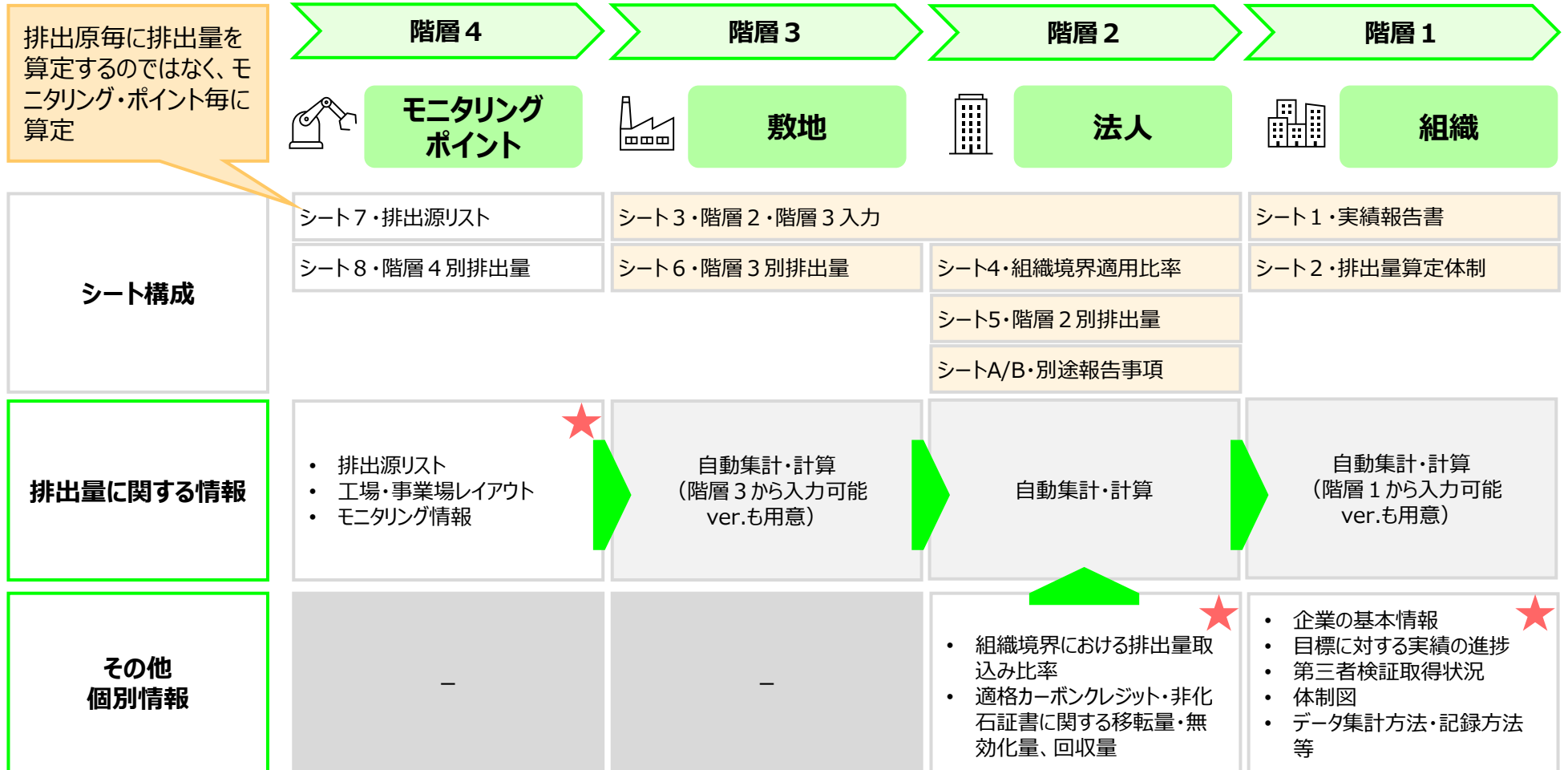
- ◆ **GXリーグにおける算定・報告の対象期間は年度（4月1日～翌年3月31日）とする。**ただし、事業年度が4月1日～翌3月31日でないGXリーグ参画企業で、既存の算定体制で年度での算定が困難な場合には、**事務局に申し出、承認を受けることにより、当該GXリーグ参画企業の事業年度を算定対象期間とすることができる**（この場合は、**2023年1月1日から2023年12月31日の間の特定の1日を算定対象期間の起算日とする。**）。なお、そのようなGXリーグ参画企業においても、第2フェーズに向けて、4月1日～翌3月31日の期間に算定できる体制の構築を検討しなければならない。

例) 暦年で算定対象期間を設定する場合



排出量実績の算定・報告様式の構成

★ GXリーグ参画企業による入力が必要



※ Group X企業は、シート1及びシートAをGXリーグ事務局へ提出し、その他は不要。

※ はGXリーグ事務局に提出するもの（シート7・8（又はシート7・8に類似するもの）はGXリーグ事務局へ提出せず、必要に応じて説明できるように準備しなければならない。）。

(参考) GXリーグにおける排出量の算定システムと今後の発展

- ◆ 排出量の算定・報告は、今年度、まず、**GXリーグ事務局が作成した報告様式**に基づき行う。
- ◆ 2023年度、GXリーグ参画企業から様式についての改善点等フィードバックをいただいた上で、適宜**アップデート**を行い、**2023年度中にシステム上で算定・報告ができるような仕組み**を検討。
- ◆ 第2フェーズの排出量取引市場の本格稼働に向け、**GXリーグ参画企業の意見を踏まえ**、算定・報告に関する**利便性を向上**させていく。
- ◆ **省エネ法上の定期報告**や**温対法上の定期報告**を当該様式から**簡便的に転記可能な仕組み**、**当該様式からCSV等**を出力し、EEGSに読み込む仕組み、**システムからCSV等**を出力し、EEGSに読み込む仕組みを検討していく。

